

# 相談支援センター ふるさととは？

(指定特定相談支援事業所)

障害者の自立した生活を支え、  
課題の解決や適切なサービス利  
用ができるよう、利用者様の思  
いに基づいたプラン(サービス等  
利用計画)の作成を通して、きめ  
細かく支援を行います。

専門的な立場からアドバイスし、  
サービスを幅広く組み合わせて  
いくことで、障害のある方の選択  
肢の拡大に繋がるよう支援を行  
います。



- 東武スカイツリーライン「曳舟駅」より  
徒歩約10分
- 京成電鉄「京成曳舟駅」より  
徒歩約15分
- 都営バス「向島5丁目」より 徒歩約5分



特定非営利活動法人  
自立支援センターふるさとのは  
相談支援センターふるさと  
〒131-0033  
東京都墨田区向島5-43-20 クロスブレイン  
曳舟ビル101  
TEL: 03-5819-3254 FAX: 03-5819-3257  
MAIL: info-gh@hurusatonokai.jp  
WEB: <http://www.hurusatonokai.jp/>

「住み慣れた地域で自分らしく  
安心して生活したい」

その気持ちを応援します



指定特定相談支援事業所  
相談支援センター  
ふるさと

## サービス等利用計画とは？

一言で言えば、利用者様の思いや、希望を叶えるための計画書です。

地域にある社会資源を存分に活用しながら、目標に向けての具体的な道筋を一緒に考えていきます。

### ○対象者

墨田区、台東区にお住まいの精神障害、知的障害のある方。

### ○利用料金

利用者のほとんどは自己負担はありませんが、前年度の収入状況により自己負担が発生する場合があります。

### ○相談場所

担当する相談支援専門員が電話や、ご自宅で相談を行うほか、事業所へも直接お越し頂き相談を行います。



事務所は  
ゆっくりくつろげる  
リビングを完備して  
います。



## サービス利用の流れ

①ご利用者様のニーズを把握するため、まずはお話を伺います。



②ニーズが実現できるよう、地域の社会資源を活用し、仮のサービス利用計画を立てます。



③仮の計画を基にサービス提供者との間で、サービスの提供が可能か調整を行います。



④利用者の生活を応援してくれる方々(サービス事業所等)を集めて、利用者様の希望とサービスの内容を皆で確認します。



⑤④の結果を踏まえて、正式なサービス等利用計画を作成します。



⑥サービスが計画通り提供されているか、担当者が訪問等して定期的に確認を行います(モニタリング)。

